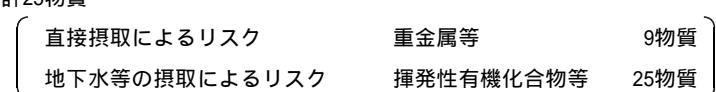


9 - (2) 特定有害物質の種類と指定区域の指定基準等

区分(則 第4条, 第5条) 1条の号 数)	特定有害物質の種類 (令第1条)	指定区域の指定基準(法第5条1項)		土壤汚染の除去基準
		地下水基準 (則第6条第1項, 別表第1)	土壤含有量の指定基準 (則第18条第2項, 別表第3)	第2溶出量基準 (則第24条第1項第1号, 別表第4); 土壤の処理方法 関連の基準
		土壤溶出量の指定基準 (則第18条第1項, 別表第2)	(mg/kg以下であること)	(mg/kg以下であること)
第一種 特定有害物質 (揮発性 有機化 合物)	6 四塩化炭素	0.002	-	0.02
	7 1,2-ジクロロエタン	0.004	-	0.04
	8 1,1-ジクロロエチレン	0.02	-	0.2
	9 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	0.4
	10 1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	0.02
	11 ジクロロメタン	0.02	-	0.2
	14 テトラクロロエチレン (8,9,18を含む : 則第1条)	0.01	-	0.1
	16 1,1,1-トリクロロエタン (8を含む : 則第1条)	1	-	3
	17 1,1,2-トリクロロエタン (7,8,9を含む : 則第1条)	0.006	-	0.06
	18 トリクロロエチレン (8,9を含む : 則第1条)	0.03	-	0.3
第二種 特定有害物質 (重金属 属等)	22 ベンゼン	0.01	-	0.1
	1 カドミウム及びその化合物	Cd : 0.01	Cd : 150	Cd : 0.3
	2 六価クロム化合物	Cr ⁶⁺ : 0.05	Cr ⁶⁺ : 250	Cr ⁶⁺ : 1.5
	4 シアン化合物	CN : 不検出	遊離シアン : 50	CN : 1
	12 水銀及びその化合物	Hg : 0.0005 (アルキル水銀 ; 不検出)	Hg : 15 (-)	Hg : 0.005 (アルキル水銀 ; 不検出)
	13 セレン及びその化合物	Se : 0.01	Se : 150	Se : 0.3
	19 鉛及びその化合物	Pb : 0.01	Pb : 150	Pb : 0.3
	20 ひ素及びその化合物	As : 0.01	As : 150	As : 0.3
	21 ふつ素及びその化合物	F : 0.8	F : 4000	F : 24
	23 ほう素及びその化合物	B : 1	B : 4000	B : 30
第三種 特定有害物質 (農薬等) 5物質	3 シマジン又はC A T	0.003	-	0.03
	5 チオベンカルブ 又はベンチオカーブ	0.02	-	0.2
	15 チウラム又はチラム	0.006	-	0.06
	24 ポリ塩化ビフェニル(P C B)	不検出	-	0.003
	25 有機りん化合物 (パラチオン, メチルパラチオン、 メチルジメトン, E P Nに限る)	不検出	-	1

合計25物質



参考

1指定区域の指定基準のうち土壤溶出量の指定基準は「環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準」と同じ。

(ただし, 農作物の生育等の観点からのみ基準が定められている銅を除く)

水質汚濁防止法に規定する26の有害物質と比べると硝酸性窒素が含まれていない。